

# 定 款

制定 昭和35年4月 6日	改正 昭和61年 6月24日	改正 平成16年 6月29日
改正 昭和38年5月 29日	改正 昭和62年 6月23日	改正 平成17年 6月29日
改正 昭和39年4月 1日	改正 昭和63年 6月28日	改正 平成18年 6月29日
改正 昭和44年2月 14日	改正 平成 6年 6月28日	改正 平成19年 6月28日
改正 昭和46年5月 22日	改正 平成 7年 6月27日	改正 平成21年 6月26日
改正 昭和50年5月 27日	改正 平成 8年 6月25日	改正 平成27年 4月 1日
改正 昭和51年6月 25日	改正 平成 8年11月19日	改正 平成28年 6月29日
改正 昭和54年7月 13日	改正 平成10年 6月26日	改正 令和 3年 6月29日
改正 昭和56年6月 23日	改正 平成12年 6月29日	改正 令和 4年 6月29日
改正 昭和56年9月 16日	改正 平成13年10月 1日	
改正 昭和57年6月 22日	改正 平成14年 6月27日	
改正 昭和58年6月 28日	改正 平成15年 6月27日	

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社オリエンタルランドと称する。

英文では ORIENTAL LAND CO., LTD. と記す。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種娯楽施設および各種スポーツ施設の経営および貸与
- (2) 宿泊施設、飲食店、売店、ショッピングセンターおよびクリニックの経営およびコンサルティング
- (3) 芸能、スポーツその他各種娯楽の興行および芸能プロダクションの経営
- (4) 映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、各種展示場、多目的ホール、託児施設および芸能、服装、音楽、料理、茶華道等の各種学校の経営
- (5) フランチャイズチェーンシステムの研究開発ならびに加盟店の募集および指導
- (6) 陸上交通運輸業、水運業および索道業による旅客輸送
- (7) 土地の開発、埋立および分譲ならびに土地建物の売買、賃貸借、斡旋、保安および管理
- (8) 建築物の設計および工事監理ならびに土木、建築および造園工事の施工請負業

- (9) 土木建築用資材、室内装飾資材、家具類、空調設備機器等の住宅設備機器、厨房機器および厨房用品の製造および販売
- (10) 花卉、草木類の生産、販売および賃貸ならびに野菜、果物、種苗、球根の生産および販売
- (11) 液状樹脂、合成樹脂等の高分子化合物の開発、製造および販売
- (12) 煙草、切手、収入印紙類、医薬品、塩、米穀類、古美術品、衣料品、食料品、日用品雑貨等の販売および輸出入業
- (13) 酒類および清涼飲料その他の飲料の製造、販売および輸出入業
- (14) 通信販売業
- (15) 旅行業および広告代理業
- (16) 金銭の貸付、債務の保証、両替業、損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (17) 写真業および印刷業
- (18) 警備保障業
- (19) 清掃事業ならびに清掃機器の保守、販売および賃貸
- (20) クリーニング業およびリネンサプライ業
- (21) 郵便物、宅配小荷物等の受渡業および発送代行業
- (22) キャラクターの企画、開発および販売
- (23) 工業所有権、著作権等の知的財産権の取得、譲渡、管理および許諾
- (24) 映像、音楽関連著作物の製作および販売ならびに書籍、雑誌の出版および販売
- (25) 情報提供サービス業、情報処理サービス業、電気通信事業、有線放送事業および一般放送事業
- (26) 講演会、シンポジューム、セミナー等の企画、立案および実施
- (27) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (28) 前各号に関する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県浦安市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、13億2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によつて自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役中の1名がこれに当たる。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### (議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長とする。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名がこれに当たる。

### (決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権ある株主1名に限る。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。ただし、取締役社長は、代表取締役中からこれを選定する。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第25条 取締役会は、取締役をもって構成し、会社の業務執行に関する重要事項

を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集しその議長となる。

2. 取締役会長を欠くときまたは事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。
3. 取締役会長、社長ともに欠くときまたは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名がこれに当たる。

(招集の通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めのあるもののほか、取締役会が定める取締役会規則による。

(社外取締役の責任免除)

第31条 社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員 数)

第32条 当会社の監査役は、6名以内とする。

### (選 任)

第33条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役会)

第37条 監査役会は、法令に定めのあるもののほか、監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

### (招集の通知)

第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

### (決議方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第40条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第41条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に定めのあるもののほか、監査役会が定める監査役会規則による。

(社外監査役の責任免除)

第42条 社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

(選 任)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間等)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

2. 金銭による未払いの剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。